

# 岐阜県公報

第二千六百五十六号  
平成二十七年六月十六日  
(火曜日)

## 目 次

### 教育委員会規則

岐阜県立高等学校管理規則の一部を改正する規則

(教育総務課) 四二三

### 告 示

道路の供用開始

(道路維持課) 四三三

### 公 示

落札者等に関する公示

(防 災 課) 四二四

特定非営利活動法人の定款変更認証申請

(環境生活政策課) 四二五

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

(商業・金融課) 四二五

県営土地改良事業計画の決定

(農地整備課) 四二六

公共測量の終了

(用 地 課) 四二六

## 教育委員会規則

岐阜県立高等学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年六月十六日

岐阜県教育委員会

教育長 松 川 禮 子

岐阜県教育委員会規則第十三号

## 岐阜県立高等学校管理規則の一部を改正する規則

岐阜県立高等学校管理規則(昭和三十九年岐阜県教育委員会規則第三号)の一部を次のように改正する。

別表岐阜県立加茂農林高等学校の部全日制の課程の款農業に関する学科の項中「流通科学科」、「造園科」、「生物工学科」及び「林業工学科」を削り、同表岐阜県立可児工業高等学校の部全日制の課程の款工業に関する学科の項中「応用技術科」を削る。

### 附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

## 告 示

岐阜県告示第三百八十一号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十七年六月十六日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県岐阜土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十七年六月十六日

岐阜県知事 古田 肇

県道	道路の種類	路線名	区	間	延長(メートル)	供用開始の期日	備考(区域又は決定の年月日又は告示の年月日)
大岐野阜線					三六〇	平成二七・六・一六	平成二六・九・一五
		本巣市文殊字村前七九七番一 地先から					
		同市同字同七八四番一 地先まで					

岐阜県告示第三百八十二号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十七年六月十六日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県可茂土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十七年六月十六日

岐阜県知事 古田 肇

県道	道路の種類	路線名	区	間	延長(メートル)	供用開始の期日	備考(区域又は決定の年月日又は告示の年月日)
白下川呂線					八六〇	平成二七・六・一六	平成二六・三・一四
		加茂郡白川町和泉字中山二七 七番一地先から					
		同郡同町同字同二八 九番一地先まで					

岐阜県告示第三百八十三号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十七年六月十六日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県多治見土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十七年六月十六日

岐阜県知事 古田 肇

県道	道路の種類	路線名	区	間	延長(メートル)	供用開始の期日	備考(区域又は決定の年月日又は告示の年月日)
大瑞浪西線					一四五〇	平成二七・六・一六	平成二七・三・一
		瑞浪市日吉町字蛭子二二六二 番一地先から					
		同市同町字鳥屋ヶ谷一九 五八番四地先まで					

公示

落札者等に関する公示

岐阜県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成二十七年岐阜県規則第二百二十号)第十一条の規定により、次のとおり落札者等について公示する。

平成二十七年六月十六日

岐阜県知事 古田 肇

1 特定役務の名称及び数量 岐阜県被服部軍需品報告システム用構築及び運用・保守業務

委託 一式

- 2 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 3 入札公告を行った日 平成27年3月24日
- 4 落札者を決定した日 平成27年5月13日
- 5 落札者の住所及び氏名 名古屋西区牛久保町6番1号  
三機興業株式会社中部支社  
支社長 村井 武夫
- 6 落札金額 74,520,000円
- 7 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地  
(1) 部署の名称 岐阜県危機管理防災課  
(2) 所在地 岐阜市鞍田南二丁目1番1号

特定非営利活動法人の定款変更認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により特定非営利活動法人の定款変更認証の申請があったので、同条第五項で準用する第十条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十七年六月十六日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 申請のあった年月日 平成二十七年五月二十七日
- 二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人竹林救援隊
- 三 代表者の氏名 小川 泰鉄
- 四 主たる事務所の所在地 岐阜県各務原市蘇原熊田町二丁目三三番地
- 五 定款に記載された目的 この法人は、放置竹林（竹やぶ）の竹を有用な資源として活用する事により竹林、里山の自然環境の保全に関する事業を行い、美しい竹林のミニパークを市民が利用して癒され竹林、里山の大切さを知り自然環境を守って次の世代に残すことに寄与することを目的とする。

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成二十七年六月十六日から四月間岐阜県商工労働部商業・金融課及び西濃県事務所において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成二十七年六月十六日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 届出年月日 平成二十七年五月二十九日
- 二 届出者の氏名又は名称 名古屋ステーション開発株式会社
- 三 建物の名称及び所在地 大垣ステーションビルアピオ  
大垣市高屋町一丁目一三〇 二 外
- 四 変更した事項  
大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名  
（変更前）代表取締役 梅本 薫  
（変更後）代表取締役 蟹沢 清治  
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
（変更前）株式会社 デリカサイト 代表取締役 堀 富則 外九者  
（変更後）株式会社 デリカサイト 代表取締役 堀 富則 外八者

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定により大規模

小売店舗の変更の届出があったので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五  
条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成二十七年六月十六日から四月間岐阜県商工労働部商業・  
金融課及び西濃県事務所において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配  
慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意  
見書を提出することができる。

平成二十七年六月十六日

岐阜県知事 古田 肇

一 届出年月日

平成二十七年五月二十九日

二 届出者の氏名又は名称

名古屋ステーション開発株式会社

三 建物の名称及び所在地

大垣ステーションビルアピオ

大垣市高屋町一丁目一三〇 二 外

四 変更しようとする事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前) 午前九時～午後九時

(変更後) 午前九時～午後十時

県営土地改良事業計画の決定

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第八十七条第一項の規定により、次の  
県営土地改良事業の計画を定めたので、同条第五項の規定により公示し、事業計画書の  
写しを次のとおり縦覧に供する。

平成二十七年六月十六日

岐阜県知事 古田 肇

施行に係る地区名	縦覧場所	縦覧期間
相川左岸地区	大垣市役場所	平成二七・ 七・一六から 七・一四まで

公共測量の終了

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条  
第二項の規定により岐阜県知事から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったの  
で、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十七年六月十六日

岐阜県知事 古田 肇

一 作業機関

岐阜県

二 作業種類

公共測量(岐阜県共有空間データ作成)

三 作業期間

平成二十六年六月十二日から

同 二十七年一月十六日まで

四 作業地域

岐阜県内